

大子町立学校の教育職員に関する  
業務量管理・健康確保措置実施計画

令和8年4月  
大子町教育委員会

## 目 次

- 1 計画の趣旨、現状・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1
- 2 目標・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 2
- 3 計画の期間・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 2
- 4 実施する業務量管理・健康確保措置の内容・・・・・・・・ 2
- 5 関連する取組、今後のフォローアップについて・・・・ 4

# 1 計画の趣旨、現状

## (1) 計画の趣旨

- 近年、社会構造の変化や学校へのニーズの多様化・複雑化に伴い、学校の業務量は増大傾向にあり、本町の小中学校においても、教職員の心身の健康保持増進およびワーク・ライフ・バランスの実現が喫緊の課題となっている。教職員が疲弊した状況では、日々の教育活動の質を十分に確保することが困難になるだけでなく、将来的な人材確保にも支障をきたしかねない。
- こうした状況を踏まえ、国においては「公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法（給特法）」が改正され、文部科学省より「公立学校の教育職員の業務量の適切な管理その他教育職員のサービスを監督する教育委員会が教育職員の健康及び福祉の確保を図るために講ずべき措置に関する指針」が策定された。これにより、教育職員の在校等時間の上限等、業務量の適切な管理が法的に求められることになった。
- 本計画は、これらの法令に基づき、本町立小中学校に勤務する教育職員の業務量（在校等時間）の上限時間を具体的に定めるとともに、健康確保のための措置を明確にするものである。教職員一人ひとりが心身ともに健康で、誇りとやりがいを持って子供たちと向き合うことができる環境を整備し、ひいては本町の学校教育の質を持続的に高めていくことを目的として、本計画を策定・実施する。

## (2) 本町の現状

- 本町では、令和4年度から校務支援システムや Google for Education などの ICT の導入、中学校における部活動の地域移行などを進めることにより、教職員の在校等時間の縮減に取り組んできた。
- こうした取組の結果、本町における教育職員の時間外在校等時間の状況について、令和6年度は以下のとおりであった。

### 【令和6年度の時間外在校等時間の状況】

	年平均	月 45 時間を上回る割合	月 80 時間を上回る割合
小学校	月 25.2 時間	7.9%	0%
中学校	月 26.6 時間	28.3%	0.8%

- 働き方改革は進んでいるが、時間外在校時間が 45 時間を超える割合が小・中学校合わせて 19.3%となっている。生徒指導対応や行事準備、中学校においては部活動が超

過勤務の理由として挙げられる。また、中学校においては、令和7年度の統合に向けての準備が重なり、時間外勤務が多くなった。業務の軽減を図ることによって、教育職員の業務に、教育の質の向上のために必要な時間的余裕を創出することが必要である。

- こうしたことを踏まえ、公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法第8条に基づき本計画を策定するものである。

## 2 目標

本計画において達成を目指す目標は以下のとおり

### (1) 時間外在校等時間に関する目標

- ・ 1箇月時間外在校等時間が45時間を上回る割合を10%以下にする。
- ・ 1年間における1箇月時間外在校等時間の平均時間を25時間程度にする。

### (2) ワーク・ライフ・バランスや働きがい等に関する目標

【カッコ内は令和6年度の数値】

- ・ 年間の年次有給休暇の平均取得日数を15日以上にする。【12.8日】
- ・ ストレスチェックにおける高ストレス者の割合を10%まで減少させる【12.9%】
- ・ ストレスチェックにおける健康リスクの値を68とする。【69.6】
- ・ 教育職員が、児童生徒や保護者との信頼関係の構築や専門性の発揮により、生き生きと教育活動に取り組み、働きがいを実感できることを目指す。

## 3 計画の期間

令和8年度～令和10年度

## 4 実施する業務量管理・健康確保措置の内容

本町では、本計画期間中の重点事項として、以下の内容に取り組む。

### (1) 「業務の3分類」を踏まえた業務の見直し

#### イ 学校以外が担うべき業務

##### ◆ 登下校時の通学路における日常的な見守り活動等（「3分類」①関係）

- ・ 各地域の実情を踏まえつつ、児童生徒が学校に登校する時間の見直しを推進。学校運営協議会などを通じて、保護者・地域住民による通学路の見守り活動を推進する。

◆放課後から夜間などにおける校外の見回り、児童生徒が補導された時の対応（「3分類」②関係）

- ・ 放課後から夜間における見回りについては、警備会社が行っている見回りに委ねることとし、学校における自主的な見回りは原則行わないこととする。
- ・ 学校警察連絡協議会等において、補導された児童生徒の引取りについては、保護者が第一義的な責任を負うことについて認識を共有する。

◆保護者等からの過剰な苦情や不当な要求等の学校では対応が困難な事案への対応（「3分類」⑤関係）

- ・ 学校が教育委員会を通して町顧問弁護士等の専門家を活用できる環境を整備すること等により、教育委員会等の行政機関の責任において当該苦情等に対応できる体制を構築する。

ロ 教師以外が積極的に参画すべき業務

◆調査・統計等への回答（「3分類」⑥関係）

- ・ 校務支援システムの機能等を活用することによって、町から学校に発出される調査の回答に係る事務負担を軽減する。

◆学校プールの管理（「3分類」⑨関係）

- ・ 学校プールの管理業務について、将来的に外部委託とすることを検討する。

◆部活動（「3分類」⑬関係）

- ・ 令和8年度中に、原則、休日の全ての部活動の地域展開を実現する。平日部活動については、活動時間等の適正化を図るとともに、部活動指導員の配置拡充等を進める。

ハ 教師の業務だが、負担軽減を促進すべき業務

◆授業準備、学習評価や成績処理（「3分類」⑮⑯関係）

- ・ 校務支援システムやGoogle 機能を活用することによって、授業準備、採点作業や成績処理等に係る事務負担を軽減する。

◆支援が必要な児童生徒・家庭への対応（「3分類」⑲関係）

- ・ スクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカー等が生徒指導関係の校内会議への参加ができるようにし、専門的な知見を活用しつつ教職員が連携・協働した支援体制を構築する。
- ・ 教育委員会において、医療・福祉・警察等の関係機関と学校との連携に関する研修を

少なくとも年1回は実施することで、学校が組織として関係機関と連携・協働し、適切な役割分担のもと支援を行うことのできる体制構築する。

- ・ 特別支援教育支援員の学校への派遣を拡充する。

## (2) 学校における措置の推進

学校における以下の措置を推進することで、教育職員が担う業務の適正化を図る。

- ・ 各学校の教育課程における年間総授業時数や週当たり授業時数については、年度当初の計画段階で真に必要な時数となるよう設定する。特に、標準授業時数を大幅に上回って（小4以上は年間で1086単位時間以上）編成されている場合には、指導体制に見合うものとなるよう見直す。
- ・ 当初の狙いが形骸化し十分な効果が見込めない活動等の見直し、清掃時間・頻度の見直し、放課後の活動時間の勤務時間内での設定など、日課表の工夫を行う。
- ・ デジタル技術の活用により、日誌や諸帳簿などの校務を効率化し、「GIGA スクール構想の下での校務DX チェックリスト」に基づいた自己点検の達成状況を、80%から90%にする。

## (3) 教育職員の健康及び福祉の確保に関する取組

教育職員の健康及び福祉を確保するため、労働安全衛生法等の規定を遵守するとともに、以下の内容に取り組む。

- ・ 1箇月時間外在校等時間が80時間を超えた教育職員に医師による面接指導を実施する。
- ・ 11時間を目安とする勤務間インターバルの確保に取り組む。
- ・ ストレスチェックの実施率を100%にし、実施後の集団分析の結果等も活用して職場改善の改善を推進する。
- ・ 心身の健康問題についての相談できる体制を整備する。
- ・ 年次有給休暇についてまとまった日数連続して取得できるよう、各学校に対して取得を促進する。
- ・ 令和8年度中に、学校における定時退勤日を月2回以上設定するよう推進し、長期休業等の期間中に一斉閉庁日の設定を行う。

## 5. 関連する取組、今後のフォローアップについて

- ・ 取組の着実な実行を図るため、町内各学校の教育職員の在校等時間の状況を把握し、毎年度、定例の教育委員会及び総合教育会議において報告することとする。また、大

子町の HP で公表することを検討する。

- 学校での児童生徒等の支援に当たる医療・福祉に関する人材の確保に当たり、関係部局・関係機関とともに取り組む。
- 時間外在校等時間にかかる目標の達成状況については、本町で導入している出退勤管理システムで把握し、その他の目標については、本町で導入しているストレスチェックの結果から把握する。
- 教育委員会において、各学校の状況を確認し、本計画の内容に照らして課題が見られるときは、当該学校に聞き取り・指導等を実施する。特に、時間外在校等時間が長時間となっている教育職員がいる学校や、業務の持ち帰りや休憩時間の確保が課題となっている学校に対しては、当該年度中にも速やかに状況が改善されることを目指し、当該学校に対する個別の支援・指導を実施する。
- 各学校における働き方改革の取組が進むよう、様々な機会を捉え各学校へ本計画の周知を行うとともに、管理職向けにマネジメント等に関する研修を充実させるなど、教育委員会からの支援を強化する。各学校においては、校長をはじめとした管理職のリーダーシップのもと、学校運営協議会における協議等も踏まえつつ、本計画に基づき、教職員の働き方改革に向けた取組を実施する。
- 保護者、地域の理解を促進するため、首長部局と連携し、保護者や地域の各自治会等に対して、本町における「業務の3分類」をはじめとする業務量管理・健康確保措置の内容について周知を行うとともに、具体の項目について協力を得られるよう取り組む。